

○常総衛生組合廃棄物処理手数料徴収等に関する規則

昭和47年9月25日

常総衛生組合規則第2号

改正 平成15年3月3日 組合規則第1号 平成26年4月9日 組合規則第1号
令和2年1月14日 組合規則第1号 令和3年3月2日 組合規則第2号

常総衛生組合清掃条例施行規則(昭和39年常総衛生組合規則第1号)の全部を改正する。
(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び常総衛生組合廃棄物処理手数料徴収等に関する条例(平成17年常総衛生組合条例第1号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般廃棄物の処理計画の公示)

第2条 管理者は、法第6条第1項の規定により一般廃棄物の処理についての計画を定めたときは、その計画を公示するものとする。計画を変更したときも同様とする。

(処理業等の許可申請)

第3条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業又は浄化槽法第35条第1項による浄化槽清掃業(以下「処理業」という。)の許可を受けようとする者は、許可申請書(第1号様式)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する申請があったときは、これを審査し、適当と認めるときは、許可するものとする。

(許可証の交付)

第4条 条例第4条第1項の許可証は、第2号様式とするものとする。

2 許可証は、他人に譲渡し又は貸与してはならない。

(許可証の再交付)

第5条 条例第4条第2項の規定により許可業者が許可証を紛失し、又は損傷したため許可証の再交付を受けようとする者は、許可証再交付申請書(第3号様式)を管理者に提出しなければならない。

(処理業の許可基準)

第6条 法第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業の許可をする場合の基準は、同条第2項に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 申請者が自ら業務を実施するものであること。
- (2) 申請者が法第25条から第28条まで及び第30条の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から1年を経過していない者でないこと。
- (3) 申請者が法人である場合には、その業務を行う役員のうち前号に該当する者がいないこと。
- (4) 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「政令」という。）第3条に定める事項を実施するために必要な人員、車両（格納できる車庫を有すること。）、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ、業務を適確に遂行できる能力を有する者であること。

（業務の廃止及び休止）

第7条 処理業の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、その業務を廃止し又は業務の全部若しくは一部を休止しようとするときは、廃止又は休止しようとする日の30日前までに業務廃止（休止）届（第4号様式）を管理者に提出しなければならない。

（許可の取消し等）

第8条 管理者は、法第7条の3（浄化槽法第41条第2項において準用する場合を含む。）の規定により許可を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命ずるときは、許可取消書（第5号様式）又は業務停止命令書（第6号様式）により行うものとする。

（許可証の返還）

第9条 許可業者は、次の各号の一に該当するときは、直ちに許可証を管理者に返還しなければならない。

- (1) 許可の有効期限が満了したとき。
- (2) 許可を取り消されたとき。
- (3) 処理業を廃止したとき。

2 許可業者は、法第7条の3の規定により業務の全部の停止を命ぜられた場合又は業務の全部を休止する場合は、許可証を一時管理者に返還しなければならない。

（報告の徴収）

第10条 一般廃棄物の許可業者は、その業務の実施に関し前月の実績を毎月10日までに一般廃棄物処理業務実績報告書（第7号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 浄化槽清掃業の許可業者は、その業務の実施に関し、前月の実績を毎月10日までに浄化槽清掃業務実績報告書（第8号様式）を管理者に提出しなければならない。

（手数料の減免申請）

第11条 条例第6条の規定により手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書（第9号様式）を管理者に提出しなければならない。ただし、天災等の場

合で特に管理者が認めた場合は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（平成15年組合規則第1号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成26年組合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年組合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年組合規則第2号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式 (第3条)

許 可 申 請 書

年 月 日

常総衛生組合管理者

様

住 所

氏 名

⑩

〔 法人にあつては，主たる事務所の
所在地，名称，代表者の氏名 〕

法律第 条第 項の規定により

の許可を受けたいので，次のとおり申請します。

住 所 氏 名 (生年月日) (年 月 日生) (法人にあつては，主たる事務所の所在地，名称，代表者の氏名)	
営業所の所在地及び 名 称	
取扱廃棄物の種類	一般廃棄物 (し尿，浄化槽汚泥)
業 務 の 内 容	収集，運搬，浄化槽清掃
投 入 所 の 場 所	
営 業 の 区 域	
車両，船舶，器材の 種 類 及 び 数 量	
管 理 技 術 者 の 住 所 氏 名	

従 業 員 の 数	
そ の 他	

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款及び登記簿謄本（個人にあつては，代表者の戸籍抄本）
- 3 役員の名簿及び履歴書（個人にあつては，代表者の履歴書）
- 4 会社法人の印鑑証明書（個人にあつては，代表者の印鑑登録証明書）
- 5 従業員名簿
- 6 車庫，保管場所
- 7 その他管理者が必要と認める書類

第2号様式（第4条）

常総衛生組合指令第 号

許 可 証

住 所

氏 名

年 月 日に申請のあつた については、

法律第 条第 項の規定により、次のとおり許可する。

営業所の所在地及び名称	
取扱廃棄物の種別	
業務の内容	
投入所の場所	
営業の区域	
汲取料金	
営業許可期間	自 年 月 日 至 年 月 日
条 件	末尾記載のとおり

年 月 日

常総衛生組合管理者

⑩

条 件

第3号様式（第5条）

許可証再交付申請書

年 月 日

常総衛生組合管理者

様

住 所

氏 名

⑩

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称、代表者の氏名 〕

許可証を紛失（損傷）したので、常総衛生組合廃棄物処理手数料徴収等に関する規則第5条の規定により、次のとおり許可証の再交付を申請します。

許可年月日及び番号

年

月

日常総衛生組合指令第

号

添付書類

き損し、または汚損した場合にあっては、き損し、または汚損した許可証

第4号様式（第7条）

業 務 廃 止 （ 休 止 ） 届

年 月 日

常総衛生組合管理者

様

住 所

氏 名

⑩

〔 法人にあっては、主たる事務所の
所在地，名称，代表者の氏名 〕

年 月 日常総衛生組合指令第 号で許可を受けた 業を廃止（休止）したいので、常総衛生組合廃棄物処理手数料徴収等に関する規則第7条の規定により、次のとおり届け出ます。

廃止（休止）する 取扱廃棄物の種別	
業 務 の 内 容	
投 入 所 の 場 所	
営 業 の 区 域	
廃止（休止）予定 年 月 日	
廃止（休止）する 理 由	
そ の 他	

添付書類

許 可 証

第5号様式（第8条）

常総衛生組合指令第 号

許 可 取 消 書

住 所

氏 名

年 月 日常総衛生組合指令第 号で許可した

については 法律第 条第 項の規定に基

づき，次のとおり許可を取り消す。

- 1 取消事項
- 2 取消理由

年 月 日

常総衛生組合管理者

⑩

（教示）

この処分について不服があるときは，この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に管理者に対して，異議申立てをすることができる。

審査請求

第6号様式（第8条）

常総衛生組合指令第 号

業 務 停 止 命 令 書

住 所

氏 名

年 月 日常総衛生組合指令第 号で許可した

については 法律第 条第 項の規定に基

づき、次のとおり業務の停止を命ずる。

- 1 停止を命ずる事項
- 2 停止期間
- 3 停止を命ずる理由

年 月 日

常総衛生組合管理者

⑩

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に管理者に対して、異議申立てをすることができる。

審査請求

第7号様式（第10条）

年 月分

一般廃棄物処理業務実績報告書

年 月 日

常総衛生組合管理者

様

住 所

氏 名

㊟

（法人にあつては、主たる事務所の
所在地，名称，代表者の氏名）

年 月の業務実績を常総衛生組合廃棄物処理手数料徴収等に関する規則第10条第1項の規定により，次のとおり報告します。

取扱廃棄物の種別	し 尿 (浄化槽汚泥)	運 転 手	人
		作 業 員	人
収 集 総 戸 数	戸	車 両 台 数	〇積 台
			〇〃 台
			〇〃 台
収集した市町村名	投入台数	収 集 戸 数	備 考

- 註 1 投入台数は1, 800リットル積収集車に換算して記入すること。
2 この報告書は毎月10日までに提出すること。
3 この報告書には別紙を添付すること。

第8号様式（第10条第2項）

年 月分

浄化槽清掃業務実績報告書

年 月 日

常総衛生組合管理者

様

住 所

氏 名

⑩

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名）

年 月の業務実績を常総衛生組合廃棄物処理手数料徴収等に関する規則第10条第2項の規定により、次のとおり報告します。

設 置 者		清掃した浄化槽の規模	運搬した汚泥の量	清掃又は保守点検した年月日	備 考
町又は字名	氏 名	人 槽			
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	
				・ ・	

- 註 1 浄化槽の規模はいずれか1つに記入すること。
- 2 この報告書は毎月10日までに提出すること。清掃を行わなかった場合も同様とする。

第9号様式（第11条）

一般廃棄物処理手数料減免申請書

年 月 日

常総衛生組合管理者

様

住 所

氏 名

⑩

〔 法人にあっては、主たる事務所
の所在地、名称、代表者の氏名 〕

常総衛生組合廃棄物処理手数料徴収等に関する規則第11条の規定に基づき次の
とおり申請します。

一 般 廃 棄 物 の 種 類	
減 免 申 請 の 理 由	末尾記載のとおり
期 間	
減 免 の 金 額	

減免申請の理由